

# JAPEA

Japan Academy for the Prevention  
of Elder Abuse

発行責任者:高崎絹子(日本高齢者虐待防止学会理事長)  
編集責任者:金子善彦

ニューズレター

## 日本高齢者虐待防止学会

ニューズレター(通巻7)に寄せて.....	1
第7回学会広島大会案内.....	2
理事会企画:名古屋大会交流集会報告.....	3
法制度・研究活動・国際活動推進委員会より.....	4
会員からの活動報告.....	5
リレーエッセイA・B分野.....	6
書籍紹介コーナー.....	7
学会だより・学会からのお知らせ.....	8

学会HPアドレス:<http://japea.umin.jp>

平成22年3月発行

### ニューズレター(通巻7)に寄せて



### 高齢者の性：介護の現場から



田園調布学園大学教授

(日本高齢者虐待防止学会理事)

荒木乳根子

「高齢者の性と介護」をテーマに調査研究等をしてきました。その中で、高齢者の人権侵害では？虐待にもつながる・・・と思う事例にも出会いました。次に書くのは「事例」と(それを聞いた折の私のつぶやき)です。みなさんはどのように思われるでしょうか。

「利用者さんの引き出しにポルノの切抜きが入ってたんです。嫌なので捨ててしまいました」

(ポルノを壁に張って他の利用者を不快にしたならいざ知らず・・・仕舞っておいた持ち物を捨てるなんてとんでもない!) / 「車椅子への移乗のとき触られるのが嫌だから、ベッドに寝かせたまま食事介助しています」(それじゃとても自立支援とはいえない・・・) / 「夜間の見回りで、布団の中でもぞもぞしているのでめくってみると、おむつを外してマスターベーションしていました。驚いて"そういうことをしたら駄目ですよ"と注意しました」(布団の中のプライバシーも尊重されないのか!仮に見てしまったら"失礼しました"と謝って去る。それに、禁止すべき行為じゃないでしょう。それともおむつを外したから駄目と言ったのか・・・) / 夜間、下半身裸で男女が重なり合っているのを発見。女性に自室に戻るようにいうと恥ずかしそうに立って前を隠していた」(その状況で目前に裸の女性を立たせるなんて・・・相手を辱める行為!性行為は禁止だとしても、服を着るまで外で待つのが礼儀でしょう)

あげていくと様々な事例が出てきます。高齢で要介護、それに認知症も加わっているからでしょうか。通常の間人間関係の中では考えられないような相手の領域への無遠慮な踏み込み、それを当たり前のことと思う感覚、があるような気がします。性は非常にプライベートな行為ですし、対応によっては相手のプライドを深く傷つけます。性の面でも高齢者の人権に対するセンシティブな配慮が求められます。



# 第7回日本高齢者虐待防止学会

## 広島大会のご案内



**大会長**：小野ミツ（広島大学 教授・第7回日本高齢者虐待防止学会広島大会長）

**メインテーマ**：「高齢者虐待防止ー虐待のないまちづくり」

**開催日時**：平成22年7月3日（土）8：30（受付開始）9：00～17：00

**メイン会場**：広島市南区民文化センター（〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町 16-27）

◆**大会長講演**：「高齢者虐待のないまちづくり」

◆**講演**：「高齢者虐待防止の現状と今後の課題」

**講師**：千葉登志雄（厚生労働省老健局計画課 認知症・虐待防止対策推進室長）

◆**シンポジウムⅠ**「世界をリードする高齢者虐待防止の取り組み」（理事会、法制度検討委員会合同プログラム）

**座長** 多々良紀夫（淑徳大学 教授・日本高齢者虐待防止学会 理事）

**シンポジスト** 「政令市における高齢者虐待防止の取り組み」

宮城 昌治（広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課 予防担当課長）

「韓国における高齢者虐待防止の取り組み」

Han DongHee（Research institute of Science for the better Living of the Elderly Director）

「フィンランドにおける高齢者虐待防止の取り組み」高橋 睦子（吉備国際大学 教授）

「スウェーデンにおける高齢者虐待防止の取り組み」佐々木明子（東京医科歯科大学 教授）

「米国における高齢者虐待防止の取り組み」 多々良紀夫（淑徳大学 教授）

◆**一般演題発表**（口演・示説）

◆**交流集会**（研究活動・国際活動推進委員会、法制度推進委員会）・相談コーナー

◆**シンポジウムⅡ** 「高齢者虐待防止の取り組み5年目の検証」

**座長** 津村 智恵子（甲南女子大学 教授）

池田 直樹（大阪アドボカシー法律事務所 弁護士）

**シンポジスト** 植田 伸哉（海田町地域包括支援センター 社会福祉士）

角田 陽子（松戸市介護予防推進担当室 保健師）

小山 峰志（介護老人保健施設かなえ 社会福祉士）

村上 香乃（緒方・藤川法律事務所 弁護士）

### 一般演題（口演・示説）申込方法

一般演題の抄録の申込締切日は、平成22年5月7日（金）（消印有効）です。申込方法の詳細は、送付される案内にてご確認ください。

### 参加申込方法

日本高齢者虐待防止学会ホームページ（<http://japea.umin.jp>）の広島大会「インターネット申込」よりお申込み下さい。（事前申込受付：平成22年2月1日（月）～5月20日（木））

### 演題申込等大会内容に関するお問い合わせ

【第7回日本高齢者虐待防止学会（JAPEA）広島大会事務局】 担当：永井

〒734-8551 広島県広島市南区霞 1-2-3 広島大学大学院保健学研究科

FAX:082-257-5391 Email: [chiiki.zaitaku.kango@gmail.com](mailto:chiiki.zaitaku.kango@gmail.com)

《市民公開講座のお知らせ》7月2日（金）13：30より、同会場で市民公開講座“虐待のないまちづくり”

- 高齢者の人権について考える『高齢者虐待問題の背景と構造』“、講師：堀田 力（さわやか財団理事長

・弁護士)を開催します。

## **日本高齢者虐待防止学会理事会企画プログラム**

### 「交流集会」(名古屋大会)

2009年7月学会(名古屋大会)で、高齢者虐待防止法に関わる現場の声を聞かせて欲しいと呼びかけ、交流集会を開催した。この学会が研究中心というよりも、実践へのフィードバックを重視するスタンスに立つことから実現したものである。その結果、参加者約40名という予想を上回る多数の参加を得ることができた。また、参加者も地域包括はもとより、県職員、介護支援専門員、社会福祉士、司法書士、弁護士、研究者など多くの職種の方々が参加された。

課題の一つは「立ち入り権限」。同法では市町村職員が、虐待の恐れがある家庭に立ち入ることを「調査目的」として認めているが、児童虐待防止法と同様に、裁判所の令状に基づき「救出のための立ち入り」を求める声が相次いだ。ただ実際は児童虐待防止法の場合も、令状は使わずに、その前の「出頭要求」に応じるケースが多く、結構機能しているとの報告があり、高齢者虐待防止法の改正においても出頭要求の制度は取り入れるべきであろう。また、現在の法律は「身体・生命の重大な危険」という要件になっており、実際に使おうとすれば、重い制約になることから取り扱いをもっと緩い形にして、かつ、もっと目的を明確にすべきではないか、との意見が出された。

また、虐待をする家族から分離した高齢者の「保護の徹底」も指摘された。被害者が保護されている施設に家族が乗り込んできた場合の対応として、児童虐待防止法では、一時保護所が設けられていて、家族が乗り込んできても、役所がちゃんと対応できるというシステムがある。このようなシステムがないと、施設への受け入れが難しい現状があるとの指摘もあった。施設の中では危機管理が十分ではなく、むしろ地域にオープンという方向を持っており、なかなか秘匿できないという悩みもある、との指摘もあった。

さらに、地域包括の場合は異動ということで、人材がほとんど入れ替わってしまうので、虐待防止のスキルをどう維持、承継していくか。全体としての人材育成の問題について指摘があった。

また、都道府県の責務というのが、ちょっと薄い作りになっていて、高齢者の場合は、ほとんどの権限が市町村にあるが、自治体も、基礎的自治体と広域自治体で役割が違うわけで、広域自治体である県がすべきことが、もっとあるのではないかと。

他にも、多様な現場の声が報告され、充実した意見交換がなされた。次回の学会でも法改正の問題についてさらに議論を具体化させていく必要がある。

以上

文責 池田直樹

## 新設！ ☆高齢者虐待防止法Q&A

法制度推進委員会 弁護士 滝沢 香

Q：本人や家族から、「通報しないで欲しい」と言われました。そのまま通報しない場合、ケアマネジャーの責任はどうなりますか？

A：高齢者虐待防止法は、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています（法1条）。したがって、本人や家族から「通報しないで欲しい」と言われても、高齢者本人の生命・身体に危険が生じていて、放置できないような状態であれば、通報すべきですし、通報は本人や家族の同意を必要としません。また、市町村は、通報に対してまず事実の確認をするのであって、必ずしも虐待があったと決めつけて対応するわけではなく、事案によっては介護サービスを通じた見守りによる対応を続けていく場合もありますので、通報によって、市町村と対応を相談しておくことは意義があります。ケアマネジャーは、契約上、高齢者の秘密を守る義務を有していますが、これは虐待の通報を妨げるものではないので（法7条3項）、守秘義務違反にはなりません。

通報をしなかったからといって直ちに刑罰が課されるわけではありませんが、ケアマネジャーとしては要介護者の人格を尊重し、その人の立場になって業務を行うべき義務がありますので（介護保険法69条の34）、虐待を発見した場合にこれを通報することは、専門職としての職責からも必要なことです。

## 新設！ ☆高齢者虐待に関する取り組みQ&Aコーナー案内

研究活動・国際活動推進委員会

高齢者虐待に関わる活動を行っていく中で、現在、困っておられることや、今後改善していきたいと思われることがあれば、ぜひ共有しましょう！

実践と研究の融合したアプローチで、Q&Aという形で、ニューズレター上でお答えしていくという、研究活動・国際活動推進委員会の新企画を開始したいと思っております。

皆様のご意見をお待ちしております！

ご意見は、ニューズレター編集担当まで、お願いいたします。

## ～会員からの活動報告～

### 福島市モデルとは

鶴岡協立リハビリテーション病院 医師 牧上久仁子

福島市では平成 18 年から高齢者虐待事例検討会（以下検討会）を運営している。この検討会は市の高齢者福祉担当部門の主催で年 5 回開催され、個別事例の問題解決よりも、事例を通して参加者の虐待対応のための知識・スキルを向上するという研修目的に重きを置いて運営されている。ありがたいことに地域の援助職から「出る意義のある研修」と評価されているようで、毎回参加者を制限しなくてはならないほどの盛況である。私はこの取り組みの萌芽期から関わってきたので自画自賛になってしまうが、検討会に取り上げられている事例は回を重ねるごとに明らかに複雑になっており、話し合いの内容から察するにここ数年で福島市の援助職の虐待問題に対するスキルは向上したと考えている。検討会の運営は、保健師・ワーカー等の市職員と地域のベテラン援助職で構成された「企画委員会」が関わっている。企画委員は提出する事例の選定や、毎回出席者に伝えたい「隠しテーマ」の決定も行っている。試行錯誤を続けて、今のような運営スタイルに至った。虐待に造詣の深い臨床家や研究者など人的リソースが乏しい地方都市でも、虐待に対する取り組みを深めていけることを他の地域の方々にもお伝えしたく、今までの経緯と工夫についてまとめて「福島モデル」として昨年「保健師ジャーナル」に報告した。事例検討の際のリーダー養成など、今後も課題は山積みである。しかし、福島での虐待プロジェクト始動時と比べれば、いかに「地域は動く」のかが実感できる。湧いてきた勇気を糧に今後も取り組みを続けたい。

### 東京都中野区の取り組み

中野区保健福祉部福祉推進分野 清家 美佐子

中野区の高齢者虐待防止の取り組みは、平成 18 年 4 月の高齢者虐待防止法の施行を受けて、関係職員によるワーキンググループで高齢者虐待対応マニュアルを検討するところから始まりました。平成 19 年度は、実際に虐待対応に取り組みながら、スキルアップの研修を受け、マニュアルを整備し、高齢者虐待連絡会、専門ケース会議の定期開催を始めるという状況でした。区役所の担当者は事務職ケースワーカーのみ。少数精鋭とはいえ何とも心もとなく、地域包括支援センター職員とともに試行錯誤の中で取り組み、東京都関係機関や他区、弁護士会などの関係者の方々からのアドバイスで乗り切ったという感じでした。

平成 20 年度以降は、行政としての緊急判断・介入を行う機会が度々あり、警察同行の立ち入り調査、入所措置、成年後見区長申立てと審判前保全の同時申し立て等を行いました。それらの対応には、本人の判断能力、虐待状況の緊急性や深刻さ、法的根拠などより専門的な判断が必要でした。緊急対応時には、20 年度から配属された保健師から、緊急時の医療面からの助言を受け、医療機関とのやりとりや後見審判申立てがスムーズになりました。また、年 6 回開催の専門ケース会議では、助言者として中野区医師会推薦の精神科医と東京三弁護士会推薦の弁護士が 1 名ずつ参加。この会議が、支援困難ケースの課題整理や行政としての支援方針決定の根拠として重要な場となるとともに、両会からその後の実際の対応（診断・鑑定、後見人推薦等）に多大な協力をいただきました。

今後の課題は、多様化する介護関係事業者（有料老人ホームを含む）に対して、高齢者虐待防止法の一層の周知を図っていくこと、また、地域住民へ理解を広げていくことです。昨年 6 月に実施された高齢者向けの虐待予防プログラムの理事会企画ワークショップは、大変参考になりました。今後も先進的な取り組みに学んでいきたいと思っております。

「タバコ泥棒と認知症」

京都ノートルダム女子大学生活文化部 准教授 三好明夫

特養ホームの指導員時代のことだった。相談室には、認知症のF子さんが毎日やってきていた。F子さんはタバコが大好きで他の利用者のタバコまで勝手に拝借しては吸うので、利用者からは「タバコ泥棒！」と怒りが噴出していたが、当のF子さんは平気で「そうかい、わたしゃあ、知らんがね」と嘯くのでさらに利用者からの反発が高まって、F子さんはいつしか相談室が休憩室になっていた。だまって私の机の横でタバコをくゆらすF子さんは「ああ、おいしい、最高じゃあ、タバコだけが楽しみじゃあ」という顔は確かに満面だった。もともと喘息の持病のあったF子さんは、喘息がひどくなり入院し、退院してきたときには医師からタバコ禁止令が出されていた。だが、認知症がありタバコが命のF子さんにタバコ禁止令の意味が伝わるわけがなかった。数日後、私が外出から相談室に戻ってみると鍵が開いている。部屋に入るとF子さんが私の椅子に座って机の引き出しから私のタバコを取り出しておいしそうに吸っていた。驚く私を見て、鋭い眼球で睨み返して「フン！」と言ってから「タバコを吸いよるんよ」と言ってニヤリと笑った。廊下で見ていた利用者数人が「F子はやっぱり泥棒じゃ！」と叫んで興奮していった。その声を聞いて大勢の利用者が集まった。それからは利用者のほとんどがF子さんを「泥棒！」と言ったり、無視を続けた。F子さん自身は孤立しても気に留めなかったが、利用者間の認知症への理解には想像以上の時間と労力を必要とした。利用者同士でも虐待に繋がる可能性があることを示す事件だったが、いまでも私の記憶からは消え去ることはない。

「高齢者虐待と DV」

長崎県立大学シーボルト校 看護栄養学部看護学科 教授 藤丸知子

本学会に今年度加入しました。10年ほど前から、地域におけるDV被害者支援の活動をしていますが高齢者虐待の問題への積極的な取り組みはできてはいません。DV、高齢者虐待に共通している問題は、多様な暴力が介在していることです。昨年、大学院生の「高齢者虐待発見時の対応実態と早期発見のための支援」というテーマで、介護保険事業所に勤務する職員の高齢者虐待握把に関する実態と発見した際の対処方法について研究し、その中で虐待が解決された事例は、管理者や上司が職員から受けた相談・報告を確実に市町村等へ相談・通報することが必要でした。高齢者虐待の早期発見、予防の支援体制を構築するためには、地域すべての人々が、高い人権意識を持ち、高齢者虐待への関心、理解を深め、協働することが重要と考えます。

これは、高齢者虐待を児童虐待、DVに置き換えてもどれにもあてはまることだと思います。現在、児童虐待、DVも連携システムができてはいますが、特にDVは、DV被害者の身体面、精神面、社会心理的面等で大きな影響を及ぼす健康問題ともいえます。医療現場ではプライバシーへの配慮が強く、DV被害を疑っても立ち入っていかない傾向が国内の調査に共通しています。まだ道のりは長いのですが、医療機関からDV被害者支援体制ができ、この活動が広がっていけばと考えています。

また、高齢者からの暴力の相談もよせられ、1つの動きが他の暴力被害者支援に結びついていけば、高齢者虐待の問題にも波及していくと思います。切り口は違いますが、暴力がなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしていきたいと考えています。

## ～書籍紹介コーナー～

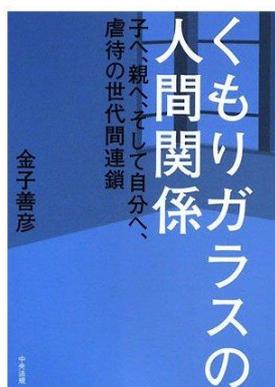
日本高齢者虐待防止学会のニューズレターでは、本巻より随時、書籍紹介コーナーを設けることにいたしました。高齢者虐待に関連した著書を紹介したり、場合によっては、その本の書評も掲載していきたいと思っております。自薦他薦を含めて皆様からの情報提供をお待ちしております。ニューズレター編集担当までご連絡下さい。

なお今回は、本学会副理事長である金子善彦氏執筆の「くもりガラスの人間関係」と、事務局の松下年子氏執筆の「事例から学ぶアディクション・ナーシング―依存症・虐待・摂食障害などがある人への看護ケア」の二冊をご紹介します。

(ニューズレター編集担当)

### ① くもりガラスの人間関係―子へ、親へ、そして自分へ、虐待の世代間連鎖

著者: 金子善彦



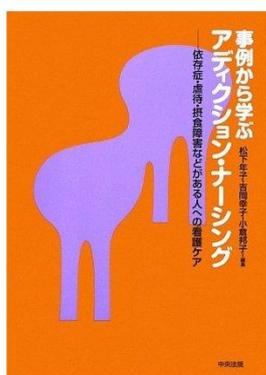
“介護の花道”に幸せを感じるために  
増え続け、深刻さを増す「虐待」という現実。その背景には、  
児童虐待と高齢者虐待の「世代間連鎖」がある。虐待しない・  
されない人生を送るにはどうすればよいのか。「虐待」を覆  
う人間関係を理解し、最期まで幸せに暮らすための＜生き方  
のヒント＞がここに。  
＜本の帯より＞

中央法規出版、2008年11月発刊 定価(税込み): 2625円

【問い合わせ】中央法規出版 TEL03-3379-3784 <http://www.chuohoki.co.jp/>

### ② 事例から学ぶアディクション・ナーシング―依存症・虐待・摂食障害などがある人への看護ケア

編集: 松下年子, 吉岡幸子, 小倉邦子



嗜癖を知れば、看護が変わる！！ アルコール／薬物／暴力  
／過食・拒食／うつ／自殺企図／リストカット／ギャンブル  
……。対応が難しいと考えている患者と家族には、“隠され  
た病理（アディクション）”があるかもしれません。その対  
応法を知り、真の回復に導くためのケアを紹介。精神科のみ  
ならず、一般科・地域で働く看護職にも必要な知識を網羅し  
ました。  
＜本の帯より＞

中央法規出版、2009年11月発刊 価格(税込み): 2940円

【問い合わせ】中央法規出版 TEL03-3379-3784 <http://www.chuohoki.co.jp/>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

～学会だより～

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

<編集委員会より> **学会誌「高齢者虐待防止研究」への投稿を募集しています**

日本高齢者虐待防止学会では、現在「高齢者虐待防止研究」を発行しています。研究報告・実践活動など、特に現場の第一線で活躍されている皆様の投稿をお待ちしています。原稿執筆の様式は、学会ホームページまたは学会誌の「執筆要項」をご覧ください。既刊の「高齢者虐待防止研究」第5巻は、残部数は僅かですが販売しております。(1冊 2500円・送料別)

<原稿の送付先及び問い合わせ先>

「高齢者虐待防止研究」編集部

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル2階

(株)ワールドプランニング内 TEL: 03-5206-7431(代)

FAX: 03-5206-7757, E-mail: [world@med.email.ne.jp](mailto:world@med.email.ne.jp)



**止学会ホームページ** <http://japea.umin.jp>

☆☆…**学会員募集**…☆☆

高齢者虐待防止のため、日本の福祉の発展のため、一人でも多くの友人・知人をご紹介ください

☆…**年会費納入のお願い**…☆

会計年度は4月～翌年3月です  
正会員年会費 8,000円  
賛助会員年会費 20,000円  
学生会員年会費 4,000円



**日本高齢者虐待防止学会事務センター**

郵便振替口座番号: 00180-5-333723

加入者名: 日本高齢者虐待防止学会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル2階

(株)ワールドプランニング内 \*住所変更しています

TEL: 03-5206-7431(代) FAX: 03-5206-7757

E-mail: [world@med.email.ne.jp](mailto:world@med.email.ne.jp)

日本高齢者虐待防止学会本部事務局 : 埼玉医科大学保健医療学部看護学科 松下研究室

〒350-1241 埼玉県日高市山根 1397-1 FAX: 042-984-4992

E-mail: [toshiko@saitama-med.ac.jp](mailto:toshiko@saitama-med.ac.jp)

★INPEA 日本国委員会による第5回「世界で高齢者虐待防止を考える日」の記念イベント

遠藤英俊先生による講演と「虐待対応の糸口をつかむタイムシート」ワークショップを、来る6月13日、東京(秋葉原ダイビル)で開催します。ふるってご参加ください。詳細と申込先は、INPEAのホームページをごらんください。 <http://www.inpea.jp/about-2>

★★…**ニューズレター 掲載記事 募集**…★★

高齢者虐待防止についての情報や各地域での様々な虐待防止に関する活動などをご紹介下さい。

ニューズレター編集責任者: 金子善彦 編集担当者: 荒木乳根子、大越扶貴、久代和加子、山口光治

☆ニューズレター編集担当の連絡先: 〒260-8703 千葉市中央区仁戸名町 673

淑徳大学看護学部 大越研究室 E-mail: [fukio@soc.shukutoku.ac.jp](mailto:fukio@soc.shukutoku.ac.jp)

**編集後記:** 本号より新企画Q&Aが2つ始まりました。皆様のご意見募集中です。

引き続き「リレーエッセイ」や「会員からの活動報告」など紙面の充実を図っていきます。(大越)